

## 年金

「ご存知ですか」  
フリーターなどの  
皆さんへ

これまでは、フリーターなどで所得が低くても、同居の親御さんなどに所得があると、国民年金の保険料が免除されないケースが多くありました。そこで、今年の4月からは、本人及び配偶者の所得が一定以下の場合、書類申請後、社会保険事務所の承認を受けることにより、保険料の納付を猶予できる制度が新たに導入されました。（若年者納付猶予制度といえます）

申請の条件は次のとおりとなりますので、該当される方や該当するかもしれない方はお気軽にお尋ねください。

**申請対象者**

- 20歳代の国民年金に加入している方（学生を除く）
- 本人と配偶者及び同居の世帯主（親など）の前年所得が確認できる方
- 申請日に町内に住所のある方

手続きに必要なもの

① 認印（本人申請は、不要）  
② 平成17年1月2日以降に転入された方は、平成15年中の所得証明書

③ 平成16年4月以降の失業に限り、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票、又は離職者支援金の貸付決定通知書

### 注意

① 承認は年単位になります。継続希望の場合は、再度申請が必要です。

② 納付猶予期間は、将来の年金額には反映されませんが、10年以内に追納すれば、反映させることが可能です。

申請先・問い合わせ

役場町民課年金係

☎985-4106

## 福祉

### 戦没者等の ご遺族の皆さんへ

特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公的扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債

が支給されます。  
対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1 弔慰金の受給権者

2 戦没者等の子

3 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等

と氏が同じである①父母②

孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

4 前記3以外の①父母 ②

孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

5 前記1から4以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

請求手続・問い合わせ  
役場福祉課  
生活・障害福祉係  
☎985-4112

### 児童手当該当者は 申請を！

### 児童手当のしくみ

支給対象者

児童手当は、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している方に支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、児童手当

は支給されません。

受給資格のある方で、まだ申請をしていない方は、必ず申請しましょう。（出生・転入の場合は、15日以内に申請を）

### 児童手当の額

第1子 5千円（月額）

第2子 5千円（月額）

第3子以降 1万円（月額）

児童手当は、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給されます。

申請に必要なもの

○印鑑

○振込口座（郵便局以外）

○厚生年金加入者は、年金加入証明書

○平成17年1月1日に松前町に住所がなかった方は、前住所地の所得証明書（市町村長が発行する平成17年度のもの。）

申請場所

役場福祉課児童福祉係

※公務員の方は、勤務先で申請してください。

児童手当

こんな時には届け出を！

○児童が増えたとき

出生などの事由により支給対象となる児童が増えたとき

には、「児童手当額改定請求書」を提出してください。

○他の市町村に転出するとき

児童手当の受給資格が消滅するため、役場に「児童手当受給事由消滅届」を、新住所地に「児童手当認定請求書」を提出してください。

○特例給付の受給者が退職したとき

サラリーマンなどで、会社をやめた場合には、所得制限により特例給付が受けられなくなり、児童手当受給事由消滅届を提出してください。

提出先

役場福祉課児童福祉係

児童手当受けている方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するものです。

該当者には6月初めにお知らせします。

問い合わせ

役場福祉課児童福祉係

☎985-4114